

会 議 録

会議の名称	平成22年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第3回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成22年10月22日（金）午後5時57分～8時11分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成22年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成22年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成22年10月22日（金）午後5時57分～8時11分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成22年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①個人市民税都民税賦課業務 ②防犯カメラシステムの運用業務 ③市街地再開発事業推進団体に対する支援業務 ④市民税・都民税申告書・所得税確定申告書変更届 ⑤レセプト管理システム変更届 ⑥資産税業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第24号 小金井市有料自転車駐車場防犯カメラシステム本人以外収集について（映像）

諮問第25号 国勢調査における外国人登録原票の目的外利用について

諮問第26号 所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）について

諮問第27号 レセプト管理システムについて

諮問第28号 所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）のオンライン接続について

諮問第29号 レセプト管理システムのオンライン接続について

諮問第30号 援農支援システム構築委託について

諮問第31号 所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）オンライン接続委託について

(4) その他

ア 小金井市民交流センター指定管理者の個人情報目的外使用について（第2回関連資料提出）

イ 年金制度改革検討調査の実施について（報告）

ウ 後期高齢者医療広域連合から日本年金機構への情報外部提供について（報告）

エ 市立中学校教諭のUSBメモリ紛失について（報告）

オ 次回の日程について

4 出席者

【委員】

松 行 康 夫	伊 藤 德 興	恩 田 百 合 子	仮 野 忠 男
嶋 田 一 男	白 石 孝	平 沼 昌 子	望 月 皓
渡 瀬 浩 一	渡 邊 俊 雄		

【市側】

本多総務部長

<市民税課>

本木市民税課長

鴨下市民税係長

杉野市民税課主査

<交通対策課>

川村交通対策課長

大久保交通対策係長

<再開発課>

西田再開発課長

大久保再開発係長

井上再開発係主任

<地域福祉課>

堀池地域福祉課長

落合生活福祉係長

香川生活福祉係主事

<資産税課>

田中家屋係長

<総務課>

濱松法務係主任

<市民課>

若林市民課長

古田土市民係主事

<情報システム課>

伊藤情報システム課長

<経済課>

當麻経済課長

島田産業振興係主事

長谷川経済課副主査

<保険年金課>

河内保険年金課長

吉田国民年金係主任

<庶務課>

鈴木庶務課長

<指導室>

豊岡指導室長

浜田指導主事

<総務課>

北村総務課長

三浦総務課主査

【傍聴者】

0名

鈴木高齢者医療係長

神田指導室長補佐

白鳥情報公開係長

【会 長】

ただいまから平成22年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

なお、本日、西口委員は欠席されるという連絡をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、平成22年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既に皆様のお手元には草案が届いているかと思いますが、訂正等ありますでしょうか。

(訂正等なし)

訂正等ないようですので、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【総務部長】

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが4件、届出廃止に関するものが15件、届出変更に関するものが2件となります。

諮問事項について、今回諮問いたしますのは、条例第11条に基づく、「小金井市有料自転車駐車場防犯カメラシステム本人以外収集について」、条例第12条に基づく、「国勢調査における外国人登録原票の目的外利用について」、条例第14条に基づく、「所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）について」、「レセプト管理システムについて」、条例第15条に基づく、「所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）のオンライン接続について」、「レセプト管理システムのオンライン接続について」、条例第27条に基づく、「援農支援システム構築委託について」、「所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）オンライン接続委託について」の合計8件となっております。細部につきましては、事務局をして説明させますので、よろしくお願いいたします。

【会 長】

確かに承りました。

それでは、審議に入る前に、事務局から説明を受けたいと思います。

まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして、事務局から説明を受けた

後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課職員から受けまして、その後、諮問事項についての審議に移りたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は、開始の届出が4件、廃止の届出が15件、変更の届出が2件です。まず、1ページ目が部課別の明細です。2ページ目は、その内訳で、備考欄に諮問関連の記載がある届出につきましては、諮問事項と関連するものですので、その説明の際に併せて報告させていただきます。

それでは、3ページ、届出番号23-14「市街地再開発事業推進団体支援認定申請書」、4ページ、届出番号23-15「市街地再開発事業支援団体活動計画等変更申請書」、一括して説明させていただきます。資料として、9ページに武蔵小金井駅南口周辺地区における市街地再開発事業を推進する団体への支援に関する要綱をお付けしましたので、御参照ください。こちらは、再開発課の案件です。

本事業は、武蔵小金井駅南口周辺地区、小金井都市計画で再開発促進地区として定められた地区ということになりますが、こちらにおいて再開発事業を推進するような活動をする地権者等からなる団体に対して、助言あるいは指導といった支援をするという事業です。

届出番号23-14、様式類集1ページ、「市街地再開発事業推進団体支援認定申請書」です。本書式は、支援団体の認定申請等に用いるもので、添付資料として役員名簿、会員名簿を提出してもらいます。保有する個人情報の内容といたしましては、代表者、連絡員の氏名、住所、電話番号、代表者の印影、それから添付する名簿には役員、会員の氏名、住所が記載されます。

届出番号23-15、様式類集4ページ、「変更申請書」です。これは認定された支援団体の活動計画に変更があった場合には、こちらの変更申請書を提出いただくものです。本書式には代表者の氏名、住所、電話番号、印影が記載されます。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。いかがでしょうか。特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

次は、廃止届になります。5ページ、6ページを御覧ください。こちらは資産税課の案件で、全部で15件になります。今まで紙ベースで保有していた各様式について、電算化又は事務手続き変更に伴い様式を使用しなくなったことによる廃止届になります。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【平沼委員】

廃止届内訳の備考欄に文書倉庫で保存後廃棄とあり、文書によって廃棄年度が違いますが、その理由を教えてください。

【資産税課家屋係長】

電算化される前の文書につきましては、その文書に対してそれぞれ保存年限が定められておりますので、保存年限に従い、文書倉庫等で保存をさせていただいた後、廃棄という形になります。

【平沼委員】

分かりました。

【会 長】

他になればこの案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問事項に入らせていただきます。

最初に諮問第24号「小金井市有料自転車駐車場防犯カメラシステム本人以外収集について」で、交通対策課の案件です。

現在、武蔵小金井駅南口に建設中の市民交流センターについて、こちらの地下は自転車駐車場になる予定ですが、そこに、防犯カメラを設置するというものです。

前回の審議会では、本体、上物部分の市民交流センター防犯カメラシステムの本人以外収集について御審議いただいておりますが、今回は地下の駐輪場部分ということで、同様の形で諮問させていただきます。資料として、2ページ、設置及び運用に関する要綱（案）、5ページ、設置台数をお付けしていますので、御参照ください。

お手数ですが、個人情報報告書にお戻りください。3ページ、届出番号44-02「小金井市有料自転車駐車場防犯カメラシステム」です。画像として記録するという点で個人情報の保有ということになります。

なお、委託処理が有となっておりますが、こちらは市民交流センターを市が購入後、防犯カメラシステムに係る管理委託を行う予定となっております。その際はまた諮問させていただきますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【伊藤委員】

防犯カメラが設置されますと、管理事務所等で常にモニタリングされるのでしょうか。それともただカメラで撮影するだけで、モニタリングはしないのでしょうか。

【交通対策課長】

映像の記録はしますが、モニタリング等については行いません。

【伊藤委員】

分かりました。

【会 長】

他にございますか。

【望月委員】

自転車駐車場の防犯カメラというのは、小金井市では初めてですか。もし、他にあるとすれば、市民からの意見があったかどうか、その辺を教えてください。

【交通対策課長】

小金井市では、現在、20カ所の駐輪場を運営しておりますが、地下駐輪場をつくるのは初めてで、防犯カメラの設置も今回が初めてになります。

【望月委員】

分かりました。

【会 長】

他にございますか。

【白石委員】

今まで、全般的に犯罪に対する抑止力や犯罪が起こった場合の捜査等、あるいはその原因を究明するために有効だと言われてきましたが、例えばスーパー防犯

灯といって、街路灯にカメラをつけたものを幾つかのところで導入をしていましたが、抑止力も犯人逮捕にもつながっていないということで、撤去の動きが進んできていますよね。実際に小金井市としては、費用対効果について、ほかの事例等を検討されたのでしょうか。

【交通対策課長】

費用対効果の事例として研究されたかということですが、その辺は、今回初めてのケースで、地下駐輪場を安全に、皆さんに安心して使っていただくということでカメラを設置します。防犯といいますか、安全に安心していただくことを第一に、要綱を定めまして、その中で、今後、犯罪等が起きたときには、その規約に従ってこれを使っていくと。警備会社にこれを警備してもらうことも研究しましたが、それにはかなり費用がかかる。市の事務所でモニタリングするという方法もありますが、その辺もかなり経費がかかる。そこで、抑止力を第一に考えカメラを設置し、モニタリングはせずに、画像を撮りためたもので繰り返していき、初期投資としては、設置する台数等もありますが、経費としてはそれほどかからないと考えています。

【仮野委員】

この建物の上層部分は、モニタリングしますよね。

【総務課長】

はい。する予定です。

【仮野委員】

そんなに大金がかかるとは思えません。同じ建物の地下なのに、どうしてモニタリングしないのですか。抑止力というのは分かります。地下で危ないからつけるということですが、同じ建物の管理室で他の防犯カメラを見るのですから、それと同じようにしたほうが良いのではありませんか。何か事件が起きたときにすぐに気づくし、ただ置いて、映すだけでは意味がないと思うのですが。

【交通対策課長】

交流センターの地下駐輪場、専用駐輪場ということであれば、これは一体として指定管理者が管理していただけたのですが、地下の駐輪場は、公共駐輪場として作りますので、切り離され、別の指定管理者が入ることになります。別々の指定管理者が1つの建物に入って仕事をしていくことに障害がありましたので、地下駐輪場については、画像を撮りためていくということで検討しております。

【仮野委員】

担当業者が違うからという話は分かりますが、もったいないですね。せっかく映しているのに、少し見るだけでも事件の早期発見になるかもしれません。何か良い方法はないのですか。業者の壁を越えてできるように説得することはできないのですか。

【交通対策課長】

確かにこの管理そのものを、上物を管理している指定管理者にお願いをするということも考えとしてはありますが、今のところ、どちらも指定管理者が決まっておられませんので、この先、そういうことも含め、管理方法を考えていきたいと思えます。

【仮野委員】

ぜひ前向きに取り組んでいただいて、せっかくつけるのですから有効に機能させてください。今のままだと、事件が起きた後見直し、犯人を捜すために調べるのだから、本当の抑止力になりません。市民のために、この壁を乗り越えた形で運用した方が良くと思います。しかし、個人情報保護するという観点が第一になりますので、よろしくをお願いします。

【渡邊委員】

今度の交流センターの地下の駐輪場は、管理人はいるのですか。

【交通対策課長】

自動ゲートを設置しますので、絶えず人がいて、管理するという方法ではなく、巡回方式で管理していきたいと考えております。

【渡邊委員】

そこは有料になりますか。

【交通対策課長】

はい。有料駐車場になります。

【会 長】

よろしいでしょうか。他になければこの案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、6ページ、諮問25号「国勢調査における外国人登録原票の目的外利用について」で、総務課の案件です。参考に、7ページに総務省通知をお付けしていますので、御覧ください。

現在、国勢調査票は、調査票の回収作業も終盤となっており、11月からは指

導員による調査票等の審査事務を行うこととなります。総務省より審査事務に関し、調査票の記入不備等があった場合は、地方公共団体の保有する情報、住基台帳、外国人登録原票を活用して補筆等をするよう通知されています。併せて外国人登録原票の利用に際しては、各地方公共団体の個人情報保護条例に基づく適正処理をとることも示されていますので、今回の利用に関して、本審議会に諮問させていただくものです。目的外利用する個人情報は、住所、氏名、性別、続柄、生年月日、国籍となります。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【白石委員】

この問題について、私は40年来やっていて、今回初めて総務省が、国勢調査の補記として住民基本台帳と外国人登録原票を使いなさいという指示を出したわけですが、それについての是非はここではあえて言いませんが、具体的なことを何点かお伺いしたいと思います。

まず、国勢調査の指導員は、厳密にいうと公務員だけではなく、民間人でも可能で、むしろ民間の調査精通者に指導員の職を任命するという、特別職の国家公務員の職をこの期間だけ与えることになっていますが、ただ、現実では全国的に見ても、ほとんど指導員に任命されているのは地方公務員ですよね。だから、本質と現実は違うわけですが、今回、外国人登録原票を活用して補記をする方は、指導員の職なのか、それとも小金井市の職員の職なのか、どちらなのかをまずお伺いいたします。

【総務課長】

補記に関しては、総務省からの通知をお付けしていませんが、「審査事務における行政資料の活用について」ということで、指導員が一定の処理をした後に、足りない部分を補記することになっています。そういった意味でいいますと、こちらを補記するのは、市の職員で補記をすると考えています。

【白石委員】

私も総務省の通知は同様に解釈していますが、そうすると、補記をする市の職員はある程度限定をし、住民基本台帳のデータベースの画面と外国人登録原票をどこか専用の部屋で閲覧をしながら補記をするという形になるかと思いますが、具体的に説明していただけますか。

【総務課長】

最終的に精査をし、補記の必要がある調査票が出てくると思いますので、それについては、国勢調査を担当する職員3名と国勢調査用に雇用している臨時職員の中で補記事務をすることになるかと思います。実際に市民課からいただくデータは紙ベースで必要情報をいただいて、それについて専用の部屋を設け、その中で作業をしようと考えています。

【白石委員】

法的には総務省通知で、同一市町村内で使うものについては、良いという解釈になっていますが、特に外国人登録原票というのはかなり個人情報のレベルの高いものですので、その扱いはかなり慎重にさせていただかないといけないかなというところでこういう質問をさせていただきました。

今回かなり膨大な量を聞き取り調査せざるを得ない状況だと思います。聞き取り調査をし、世帯主名、それから、世帯の人数等が確定したものについてのみ、住民基本台帳あるいは外国人登録原票を使って補記をするという流れになるかと思いますが、大量のものを処理するために一定の職員を確保して作業をすると、それだけ原票をさわる職員が増えるわけですので、作業量の消化の問題と秘匿性の問題がどうしても出てくるとと思いますが、十分御配慮いただき、慎重な対応をお願いしたいと思います。

【総務課長】

紙ベースで打ち出しますが、当市は5万6,000世帯ありますので、地区別に細かく分かれると思っております。作業としてはそれを分離してということになりますので、管理につきましては、そこから持ち出さないようにということでやらせていただきます。後は臨時職員の指導になりますが、その辺も徹底させていきたいと思っております。

【白石委員】

最後になりますが、国勢調査は在住地調査主義で、住民基本台帳や外国人登録の登録情報を使って日本に住んでいる在留邦人を含めた人口を把握するのではなく、10月1日現在3カ月以上そこに住んでいる方を把握するという調査です。今回、総務省は、基本的に在住調査主義は変えないが、住民基本台帳と外国人登録原票を使って補記補完をするという新たな事態になっています。果たしてこれが日本型国勢調査のあり方として正しいのかどうか、かなり議論が出てくるころだと思います。

もう一つは、これは法に基づいた調査ですが、自治体として国勢調査統計をどう活用していくのかということです。これだけ膨大な仕事がある意味ではさせられているのですから、自治体の主体性を踏まえた対応というの、これから国へ意見反映等をする機会があると思いますので、ぜひ、単なる委託業務というだけでなく、自治体としてこれを活用できるとしたらどういうことなのかという意見を上げていただきたいと思います。

【渡邊委員】

今回の諮問は外国人だけですが、日本人の場合は、どのような扱いになるのでしょうか。

【総務課長】

住民基本台帳法、第1条の趣旨に、台帳自身が行政目的に一定使えるというのが前提あります。従前より一定のこういった行政目的については、目的外利用ではなく、住民基本台帳法の趣旨から使用していたわけですが、外国人登録法につきましても、そういった趣旨が入っておりませんので、今回、目的外利用ということで諮問させていただいています。

【渡邊委員】

はい。分かりました。

【会 長】

それでは、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、諮問第26号、第28号、第31号は、関連しますので、一括して説明させていただきます。資料については、諮問第31号の資料、36ページ、別表1を御覧ください。

市では、個人住民税の賦課を行うに当たりましては、地方税法等により、これまで市の職員が税務署に出向き、所得税申告書の市町村用閲覧用写し等を受け取ってまいりましたが、平成23年1月からその閲覧用写しが廃止され、紙で受理していた申告書等の情報が電子データとして、全国一律に国税庁から各地方自治体へ送信することになるものです。37ページ、別表2を御覧ください。

所得税申告書等のデータ連携システム、国税連携システムの一連の流れなどが示されております。所得税申告者、国税庁、指定法人、ASP事業者、小金井市専用端末まで、主にLGWAN回線によるオンラインで結ばれることとなります。

市は国税連携システムの利用契約をASP事業者と締結することになります。

なお、セキュリティー確保のため、ASP事業者を含めた国税連携システム全体に国で定めた技術基準が適用されます。

それでは、10ページ、諮問第26号「所得税申告書等のデータ連携システム」です。こちらは条例第14条の規定、電子計算組織に個人情報を記録すること、についての諮問になります。11ページにありますのが記録される項目の一覧です。

続きまして、14ページ、諮問第28号「同システムのオンライン接続について」です。こちらは条例第15条、電子計算組織の結合についての諮問となります。国税連携システムに市端末を結合することによるものです。15ページの記録項目は、先ほどと同じです。

最後に、34ページ、諮問第31号「同システムの委託について」で、条例第27条、個人情報の処理を外部に委託することについての諮問になります。別表2に示されるように、指定登録を受けたASP事業者とデータ連携システムの使用契約を締結するともものです。資料として、38ページから委託仕様書、42ページから、個人情報に関する特記仕様書、47ページから事業者が遵守すべきセキュリティー確保に関する基準をお付けしています。お手数ですが、届出状況報告書を御覧ください。3ページ、届出番号04-49「所得税申告書等のデータ連携システム」上、保有される個人情報の届出になります。

関連して、4ページ、届出番号04-15「市民税・都民税申告書・所得税確定申告書」です。こちらは、今まで紙ベースで保有していたものが、今回の電子データ化に伴いまして、保存方法を磁気テープに変更するものです。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【渡邊委員】

国税連携データネットワークシステム使用契約仕様書（案）の中で、契約期間が平成23年1月1日から平成23年3月31日までとなっていますが、こちらは、3か月間の契約ですか。それから、毎月委託料を支払うことになっていますが、委託料はいくら支払うのでしょうか。

【市民税課長】

38ページの契約期間ですが、契約は年度契約をしますので、今年度は、3月

31日までの期間となっております。もちろん、このシステムは平成23年4月以降も使用しますので、新たに4月1日から平成24年3月31日までという期間で契約を結び、その後毎年契約する形になります。

それから、このシステム委託料ですが、こちらはシステムの使用料として、税抜きで毎月23万円の見積もりをいただいております。ただし、システムを導入する初期費用が別途かかりますので、今年度、初期導入費用として800万円ほど見込んでおります。

【渡邊委員】

800万円は、当初予算ですか。これから補正予算で予算化するのですか。

【市民税課長】

当初予算で計上させていただいております。

【渡邊委員】

37ページの資料で、指定法人である社団法人地方税電子化協議会が国税庁から受け、その後ASP事業者が受け、それを市のサーバシステムに取り込むことになっていますが、これは市の電算化システムとは連動せず、単独で取り込むのでしょうか。

【市民税課長】

こちらの指定法人でこのシステムを管理しており、ASP事業者により市町村用のサーバを置くという委託をします。それにより、ASP方式を利用して市の端末に情報をいただくこととなりますが、端末機は市のシステムとは別のもので、より安全を図るため接続はしません。ASP事業者とLGWANでつながるシステムになりますので、媒体に落とし込み、その媒体を市民税システムに取り込むこととなります。

【渡邊委員】

このASP業者は、何業者かあるのですか。

【市民税課長】

ASP事業者は、コンピュータの管理等を行う業者になりますが、こちらは、簡単にどこの業者でもなれるというものではありません。登録審査を受け、技術基準に適合した業者で、現在、8業者がその登録を受けています。この8業者の中から委託業者を決定します。仕様書にありますように、万が一、指定法人の監査等による不適合なことがあり、対処できない場合は契約を解除し、別のASP事業者と契約をさせていただくこととなります。

【会 長】

他にございますか。

【嶋田委員】

37ページ、別表2にあるLGWANと専用回線について説明していただけますか。

【市民税課長】

このLGWANは、財団法人地方自治情報センターが管理している都道府県・市区町村など地方行政間で利用する専用回線です。一般の方がインターネットで使用する回線とは別のものです。それから、国税庁と指定法人を結ぶ専用回線ですが、国税庁は地方行政ではありませんので、LGWANの接続がありません。しかし、これにつきましても、当然セキュリティーを確保した専用回線を利用して通信します。

【嶋田委員】

そうすると、通常回線は使わないで、別の専用回線があるということですか。

【情報システム課長】

専用回線につきましては、国税庁と指定法人間になります。通常考えますと、当然、プライベートの専用回線を使い、一般のインターネットの回線は使用しないと考えております。

【嶋田委員】

資料を見ますと、回線が直接国税庁と指定法人でつながっているように表現されていますので、実際どのようになっているのか教えていただきたいのですが。

【情報システム課長】

IP-VPNという専用回線で結ばれますので、通常他者から見られません。こういう場合は、同じ線の中でも他からは侵入できない手法を使っているのが一般的なやり方だと理解しております。

【会 長】

よろしいでしょうか。他にございますか。

【渡邊委員】

確定申告後の修正申告については、同様にデータで取り込むのか、それとも今までのように紙ベースで扱うのですか。

【市民税課長】

これからは修正したものも含め、すべて国税連携システムを使用して取り込むこととなります。確定申告の時期には毎日処理しますが、申告時期以外は、月次処理で行い、月次ごとに情報を入手する形となります。

【会 長】

それでは、他にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

続きまして、諮問第27号、第29号です。資料として、18ページからお付けしていますので、御覧ください。

市では、現在、生活保護医療扶助診療報酬明細書、いわゆるレセプトについて、東京都社会保険診療報酬支払基金から紙ベースで受領等を行ってきましたが、18ページ、平成20年2月20日付厚生労働省の総務課長通知などに示されている指導、取扱要領などに基づき、レセプトの電子データ化、併せて提出及び受領等のオンライン接続を図ることになったものです。

21ページの表を御覧ください。こちらは主に左側になりますが、レセプト管理システムの一連の流れをお示ししています。支払基金から市で設置の電子レセプト請求用端末まで、そしてIP-VPNという専用回線で結ばれることとなります。レセプトの管理は、その下のレセプト管理システムサーバ及びその左のシステム審査用の端末で行いますが、そこの連携は、こちらに媒体連携と書いてありますが、USBメモリで行うこととしています。そこまでが今回新たに構築するレセプト管理システムになります。また、係るデータと既存の生活保護システムとの連携もUSBメモリで行うこととしています。

22ページにレセプト管理システム・各自治体向け動作環境概要図をお付けしています。それから、資料として「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティーに関するガイドライン」も御参照いただければと思います。

12ページ、諮問27号「レセプト管理システムについて」です。条例第14条の規定、電子計算組織に個人情報記録することについての諮問になります。13ページが記録される項目の一覧となっています。

続きまして、16ページ、諮問第29号「レセプト管理システムのオンライン接続」です。こちらは条例第15条、電子計算組織の結合についての諮問となります。支払基金と市端末をオンライン結合するというものによるものです。17ページの記録項目は、先ほどと同じです。

お手数ですが、届出状況報告書にお戻りください。4ページ、届出番号17-88「レセプト管理システム」で、こちらは変更届になります。既存の紙だけの保存方法から磁気テープ等を追加したことから、それに併せた形で名称や個人情報の記録項目及び電算入力有に変更したものです。個人情報の項目は、8ページのレセプト管理システム記録項目を御覧ください。こちらは各諮問の個人情報の項目と同じになります。

【会長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【恩田委員】

16ページのオンライン結合にかかわる諮問事項の目的に、「効率性・生産性の向上と新価値を創出する」とありますが、新価値というのは、国でいろいろ考えたとは思いますが、どういうことですか。

【地域福祉課長】

オンライン結合の目的に効率性・生産性の向上と書かせていただいたのは、今まで紙ベース上であったものを、個人の病状の経歴やさまざまなデータがデータベース化され、それを今後、その人の医療のよりよい方向性に持っていけるということで記載させていただきました。

【恩田委員】

もう少しいろいろと考えているのではありませんか。

【地域福祉課生活福祉係長】

生活保護者に対するレセプトは、紙ベースでしか届いておらず、その紙ベースを目点検でチェックをし、10日前後で基金に戻さなければならないので、現状は審査しかできない状況でした。ただ、これをデータとして取り込むことによって、まず審査が自動でできるようになります。それと同時に、そのデータを利用することで、昨今言われております、大阪府で発生した向精神薬の横流し事例とか、医療機関による過重請求に対し、データをクライアント上で調査することによって、より正確な情報を手に入れることができます。それによって、生活保護者の適正な医療実施とともに、適正な医療扶助もできると考えておりますので、新価値と記載させていただきました。

【渡瀬委員】

今のオンライン結合目的で、「疫学的活用により予防医療等を推進し」という

のは、生活保護者に対してできることでしょう。先ほどの横流し事例は、新価値はあるのかもしれませんが、疫学的、予防医療にはどのようにつながるのですか。

【地域福祉課生活福祉係長】

疫学的活用、予防医療等の推進は、平成18年にIT新改革戦略が内閣官房室から提案されました。その中で医療制度改革が実施され、全体的な医療制度の一部として生活保護の医療扶助を電子化することになりました。やはりデータ化することによって、今まで審査しかできなかつたものに対し、その方がどのような疾病で、どれくらいの期間、医療機関にかかっているのか、それから、それに伴ってその疾病が、増えているのか減っているのかという傾向も分かります。そういった確認が十分にできますので、これは医療的な部分での活用も見込まれると考えております。

【渡瀬委員】

小金井市の生活保護者というのは何人ぐらいですか。

【地域福祉課長】

今、1,120人ほどです。

【渡瀬委員】

1,200人として、その人たちの中でも病気になっている人となっていない人がいると思います。これ自体、別に疫学的活用や予防医療に資するようなソフトはありませんよね。そうすると、取り出したデータを加工して見るということになるとは思いますが、それを行う職員は何人いますか。

【地域福祉課長】

正規職員としては3名です。

【渡瀬委員】

3名で1,200人ほどの人間を一人一人これで疫学的に調べるのですか。データベース化するという事は、1,200人の病歴やデータを持ち、それを加工して何か出すわけでしょう。それがそんなに価値のあることだとは思えません。私は、この明細をオンライン化することによって、非常に事務は効率化できるので、それだけでもとても効果があると思います。

【保険年金課長】

医療機関から請求、レセプトというのが今まで来ていましたが、実は生活保護だけでなく、国民健康保険についても、今度はオンラインで請求することになり、疾病名や点数は、データで送られてくるようになります。

国民健康保険も諮問を予定しておりますが、国民健康保険ベースの請求のシステムの開発が遅れており、来年の後半に稼働予定ですので、データ項目が確定せず現時点では諮問しておりませんが、その中で、全般的に、ここで言われている疫学的な活用というのは、レセプトをオンライン化していく。これはいわゆる社会保険も国民健康保険も、そのレセプトの一部として生活保護のレセプトも入りますが、レセプトをオンライン化することも厚生労働省の目的の1つとし、国民の疾病の状況を含め、医療改革の中で疫学的な活用を図っていこうということです。例えば国民健康保険の被保険者や生活保護の受給者について、個々の自治体が、疫学的な分析をするということはなかなか難しいものですから、国全体の制度として活用したいということで目的に書かれているのではないかと思います。

そういう意味で疫学的というのは、日本国全体でのレセプト請求方法を変更するに当たり議論されました。市内の生活保護や国民健康保険の被保険者数で疫学的なものを出すにはサンプル数が少な過ぎますが、それが全国ベースになれば、生活習慣病やがんも含め、統計的に活用できるという全体的な日本の医療制度改革の中で議論されている内容だと補足させていただきます。

【仮野委員】

今まで紙でばらばら来ていたのが、データでまとまってくれば、疫学的に判断できる可能性がありますね。その結果、予防医学にも役立つかもしれないというのは分かります。ただし、本当にそういう効果が上がるかどうかは、やってみないと分からないと思います。

だから、この目的は市で考えたものではなく、これは国の方針に従い、国が考えた目的で、目的自体の意図は理解できます。

【渡瀬委員】

この目的の疫学的、予防的は、技術的な問題もあり実際にはできないと思うので、先に効率性・生産性の向上をうたうべきだと思います。

【会長】

これは、理念にさかのぼって審議したわけですが、各委員の御意見を反映し、市民の全体的な健康と福祉の向上に資する、そういう作業をしていただきたいということで、まとめさせていただき、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

最後に、23ページ、諮問第30号「援農支援システム構築委託」です。本業務は、農業経営者を支援する援農ボランティア組織の仕組みを構築するという目的のため、企画立案の準備、また必要な調査をコンサルに委託したいというものです。その委託業務のうち、市民及び農家への意識調査、アンケートを実施します。そのアンケート送付作業に際し、個人情報を取り扱うことになるため、条例第27条に基づき、諮問させていただきます。

28ページにアンケート実施の流れを載せております。委託に伴い扱う個人情報は、作業のうちアンケート調査票を郵送する際に、市で抽出した農家の世帯と市民の住所・氏名を印刷したあて名ラベルを封筒に貼付する作業を行うものです。

【会長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【平沼委員】

援農システムは、初めて取り上げたものでしょうか。既にこういうシステムは行われていたのでしょうか。

【経済課長】

援農システムは、今まではやっておりませんでした。国の施策で緊急雇用制度というのがあります。雇用者を増大させなければならないという国の施策を受け、市では今、低迷している農業をいかに守っていくかということを検討し、このようなシステムを構築しようということになりました。それに先立ち、今回、アンケート調査を行い、アンケートと過去20年間の農業に関するデータを照らし合わせ、システム構築を検討させていただくものです。

【平沼委員】

農家と直接だったのかもしれませんが、今まで既に援農をされている方を知っていたものですから、質問させていただきました。それで、今まで市は、それに対して援助はしていたのでしょうか。農家が非農家の方に対して、直接頼んでいたのでしょうか。

【経済課副主査】

実際に民間で個人の方が直接農家に行って、農業を手伝うような援農といったものはありましたが、市のシステムとして、援農をやりたい市民の方を集め農家に派遣するというようなことは、やっておりませんでした。

【経済課長】

ただ、今までは体験農園というのを行っておまして、体験農園で農業を覚えていただき、自分の家庭菜園や他の農家にお手伝いに行って、農業の支援を実際に行っていたという取り組みはやっておりました。

【平沼委員】

分かりました。そういうグループがあることを知っていたものですから、何か市がかかわっているのかと思いましたが、お伺いいたしました。

【会 長】

他にございますか。

【白石委員】

28ページ、「アンケート実施の流れ」を見ますと、調査票の発送の部分だけが個人情報関連だということですが、そうすると、アンケートは無記名方式という理解でよろしいですか。もし調査票ができているのであれば、それを添付していただくのが、この審議会にかける前提だったと思いますので、一言申し上げておきます。

それから、市民1,000名の抽出方式は、どういう方式をとられるのかということと、農家195世帯というのは、兼業・専業を合わせた小金井市の農家全部の世帯数なのかお答えください。

【経済課長】

まず1,000名につきましては、住民基本台帳から無作為に抽出します。

【白石委員】

無作為にもいろいろな抽出方法がありますが、住民基本台帳登録者の例えば一定の年齢を条件にしているといったものはありますか。

【経済課産業係主事】

抽出条件につきましては、無作為で、ある一定の年齢以上、男女比は特に問わずに行いたいと思っております。

【経済課長】

農家数につきましては、現在、経済課で把握しております農家の方のデータを用いまして、その方たちすべてに送付します。

【経済課副主査】

アンケート調査票は、本日お示しできれば良かったのですが、今後、委託の中で業者と話し合い作成する予定ですので、本日はできておりませんので、添付できませんでした。

【白石委員】

ただ、無記名方式であることは間違いないですね。

【経済課副主査】

はい。そうです。

【会 長】

他にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、その他の審議事項に入りたいと思いますので、説明をお願いいたします。

【総務課長】

報告事項は4件ありますが、報告につきましては、各担当から報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

ただ、アの交流センターにつきましては、担当課が本日、別件で出席できませんので、私から報告させていただきます。

前回、交流センターの指定管理業務委託の諮問に関して、顧客情報を受託事業者においては他の営業には利用しないということをごどのような形で担保し、確認をとっているのかという質問がありました。資料1ページ、① 募集要項、② 指定管理者業務の基準に文言上、個人情報の取り扱いを記載しており、事業者説明会の中で顧客情報を自己の他の業務に利用できないということを口頭で確認しております。

それから、2ページ、2 指定管理者候補者の提案書に記載されている個人情報に係る部分の抜粋ですが、「各事業に関連して収集した個人情報については目的外利用をしないよう徹底するなど」という記載があり、最終的な担保として、3 指定管理者との協定書において、第4条の2、「乙は、本業務に関して知り得た個人情報を本業務以外の営業活動に利用してはならない。」として記載しておりますというのが担当課の説明になります。

【会 長】

ただいま、説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【保険年金課長】

保険年金課からは、2件御報告いたしますが、まず、年金制度改革検討調査についてです。3ページを御覧ください。

年金制度の根本的な枠組みを見直し、平成25年に制度をつくる基礎資料として、全国9万世帯を対象に、その世帯の所得や就労状況の調査を行いたいということです。各市町村に世帯主や世帯員の収入状況を調査し、これをもとに、収入や就労状況を含め、保険料をどのような形にすればいいのか、基礎資料を作成するために調査依頼がきております。

5ページ、調査票を御覧ください。かなり細かい内容で、平成20年度、平成21年度中の状況について把握したいということです。これは無作為に抽出し、その対象を指定しています。市町村への依頼は、それについて、課税対象等で所得を把握した上で、世帯主名や生年月日、住所の下の切り取り線を切り取って、個人情報に関するものは切り捨てて、その下の所得情報だけを厚生労働省に送り返してほしいという依頼です。そういう意味では、世帯主等についても、生年月日は生年月日まで、日にちまでは記載せず、個人を特定できない形で回答をすることになります。

市でこれを返送することで、厚生労働省にある原簿と突き合わせれば個人の内容が分かってしまい、個人情報の提出になるのではないかと気がなりましたが、8ページを見ていただくと、3に「厚生労働省年金局は、調査票の回答内容について、世帯主に対して付番する整理番号を使用して被調査者を識別することができないように、調査票の回収時まで、整理番号と世帯主の氏名、住所、生年月日を同時に記載した資料並びに地区番号、単位区番号、世帯番号と世帯主の氏名、住所、生年月日を同時に記載した資料等（電子データを含む）を廃棄する。」となっています。要するに厚生労働省に届いた時点ではこれを廃棄しているので、個人情報についての適用にならないということです。これについては、11ページ、総務省の見解で、当該照会の別紙に記載されている方法で調査が実施される限りにおいては、「地方税に関する調査に関する事務に関して知り得た秘密」をもらす行為には当たらないというような見解も示されています。

データを廃棄しても、もう一度同じ作業をすれば同じものが出てきて、廃棄しても仕方がないのではないかと思い確認してみたところ、基本的に無作為に抽出しているのでもう一度やっても同じものは出てこないで、同じものを作るのは、何千万回かやれば別かもしれませんが、できないという確認はしています。

そこで、基本的には個人情報の目的外利用なり、外部提供には当たらないということになりますが、内容からすると、センシティブな情報も含まれますし、これは極めてデータとしては重要なもので、こういうデータがなければ年金の将来的

な制度についての議論はできません。こういう形で厚生労働省が調査をし、今後の年金制度の設計に当たり、基礎資料になるということで市としては、協力せざるを得ないということで報告させていただきます。

【会 長】

ただいま、説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【仮野委員】

これは民主党のマニフェストに書いてあった内容を実現するためにデータを収集するということですね。これは民主党たる政党の仕事なのか、政府の仕事なのか、7ページに「民主党マニフェストにおいて」と書き出しているから、民主党がこういう調査をやれば良いと思うのですが、どうして地方自治体におろして余計な仕事をさせるのですかね。

【保険年金課長】

「民主党マニフェストにおいて」というのは、確かに厚生労働省年金局年金課長から来た公式の文書ですので、かなり奇異に感じたのは確かです。ただ、基本的には年金の制度設計というのは、国民的な議論をするために、客観的なデータをもとに議論していく必要があると思いますし、そのためには、国の責任でデータを集めていただき、国民的な議論をしていただくのは良いと思います。大半の国民の方が賛成とは言わなくても、それなりに腹に落ちるような制度ができれば良いなと思っております。

【仮野委員】

これは本来、厚生労働省の年金課長が出す文書であるなら、「民主党がマニフェスト」に掲げているという書き方をしたらおかしいですよ。つまり、政府はこういう考えを持っていて、その制度設計を検討する参考資料としてのデータが欲しいので、厚生労働省として調査をお願いすると言えば良いのだけど、「民主党マニフェスト」とくるから、誤解を招くのでしょう。

それから、この年金制度を今の方式のまま維持するかどうか、それは非常に真剣に考えなければいけないことなので、そのためにデータを集めるということ自体は反対ではありません。

【会 長】

他にございますか。

【渡邊委員】

9万世帯というのは、全国で9万世帯ですか。

【保険年金課長】

はい。そうです。

【渡邊委員】

小金井市の対象者については、どうですか。

【保険年金課長】

小金井市では、恐らく10世帯から20世帯が対象になるかと思えます。世帯員も含めて世帯全員の調査をするという形になりますが、対象者を指定して、本市に調査が来ますので、対象者だけを報告することになります。

【渡邊委員】

個人情報を取り取って渡しても、整理番号か何かで厚生労働省で突合するのですか。

【保険年金課長】

統計的に全国9万世帯の所得状況が分かれば良いということで、個人は特定しないということです。

【渡邊委員】

税情報を書く際、これは市民税課との連携があると思いますが、これは保険年金課が回答するのですか。

【保険年金課長】

保険年金課で回答することになるかと思えます。

【会 長】

他にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【保険年金課長】

それでは、12ページを御覧ください。「医療給付を一定期間利用していない被保険者に係るデータ提供について（依頼）」こちらは、厚生労働省から各都道府県の後期高齢者医療の広域連合に出している依頼です。この背景としては、御存じかと思いますが、高齢者の方で所在不明の方や既にお亡くなりになられている方が、一連の問題となっていることがあります。後期高齢者、いわゆる75歳以上の方が加入する医療保険を1年間利用していない方のデータを提供してくださいという依頼内容です。

これは広域連合の持っているデータを年金機構に渡し、それをチェックした上で、年金の不正受給や亡くなっているのに受給されている方については停止をす

ることになります。市が提供するものではないのですが、広域連合の資格データは、もともと市で提供した住民基本台帳のデータをもとに広域連合が管理しています。提供するデータについては、15ページに「ご提供いただきたい情報の内容」で、被保険者のカナ氏名、生年月日、性別といった内容を広域連合から年金機構に提供をするということになります。

ただ、もともと生年月日、氏名等を含め、市が広域連合に提供したデータに基づいて管理しておりますので、審議会に報告しておくべき事項だろうということで、報告させていただきます。

【会 長】

ありがとうございました。これは報道でもいろいろ最近話題になっている案件と関連した内容ですが、市が直接的にかかわらなくても、後期高齢者医療広域連合のデータは、市のデータが基礎になっていますので、それを日本年金機構へ外部提供するというので、念のため、報告事項とさせていただきたいという事務局からの説明でしたが、御質問、御意見がありますでしょうか。

【渡邊委員】

これは、広域連合が外部提供するのですね。こういうのをやりますという報告をしていただいたという理解でよろしいですか。

【会 長】

そうです。これは、ただいまの説明のとおり、念のために慎重を期して事務局から審議会に報告をされたと認識いたしまして、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【教育委員会指導室長】

市立中学校教諭のUSBメモリ紛失について報告をさせていただきます。

まず、このたび、中学校で生徒らの個人情報の入った私物USBメモリの紛失事故がありました。これにつきましては、お手元の資料で概要のお知らせをさせていただいております。市教育委員会といたしましては、その責任の重大性を十分に認識し、学校に対する市民の皆様の信頼を損なうことになりましたことを心より深くおわびしたいと思っています。

そこで、再発防止策に市教育委員会並びに各学校で取り組み、市民の皆様の信頼回復に努めているところです。今取り組んでいる再発防止策等について御報告をさせていただきます。

1点目、この私物USBメモリを紛失した学校の校長、男性教諭に対しまして、

これまで市教育委員会はUSBメモリへの個人情報の入力や個人情報の学校外への持ち出しを禁止していたにもかかわらず、私物のUSBメモリに個人情報を入れ、学校外へ持ち出し紛失したことに対して嚴重な注意・指導を行ったところで

す。

2点目、9月2日の校長会、9月3日の副校長会、9月6日のコンピュータ教育推進委員会、9月9日の生活指導主任研修会等の会合において、学校における個人情報の取り扱いについて再度厳しく注意を促し、個人情報の管理の徹底を図るべく指導をしたところです。

3点目、市立小・中学校全校で個人情報事故防止に係る校内研修会を必ず実施するように指示し、全教職員に個人情報事故防止チェックシートの記入・回収・集計を実施しました。その結果を確認し、一部できていないと回答している教職員に対して個別指導をし、その改善徹底に努めているところです。

4点目、新しい校務用LANのハードディスクへ個人情報をすべて移行させて、学校の個人情報の一元管理を徹底しました。

5点目、個人情報以外のデータの管理は、全校で帳簿を作成し管理することを徹底し、1カ所のみでデータの出し入れをするというような状況にしました。

6点目、学校で扱う情報について、ルールを新たに定め、小金井市小・中学校情報セキュリティポリシー、それから、情報セキュリティー共通手順を新たに決めました。これらの内容について全校に徹底を図っているところです。

7点目、教育委員会管理職者等で調査チームを結成し、各学校を訪問、それから、個人情報の管理体制の整備の状況を視察しました。10月12日から実施をし、データの移行ができていないか、各教員の職員室等の机上のパソコン、個人情報の状況を見て回り、その状況について不備があるようでしたら、指導をし改善を図っているところです。また、この調査については、期間を決めて、年間のうちに数回、今後も取り組んでいきたいと考えております。

以上、再発防止に取り組んでいる内容について報告をさせていただきました。まことに申し訳ございませんでした。

【会 長】

ただいま市教育委員会から、事件の内容、その取り扱いの経過並びに今後の再発防止を含めた研修、USBメモリへの禁止措置をしているにもかかわらず、紛失があったことを踏まえ新たなルールづくりをし、徹底を図り、最後に、また教育委員会から、この審議会にも謝罪の報告があったという内容ですが、特にこの

件で御意見、御質問はございますか。

【平沼委員】

再発防止策についていろいろ考えていらっしゃいましたが、こういうことが起きてしまったことは、本当に残念だったと思います。市は十分にやっていると思っていたのに、今回のことがあったので、がっかりしたというのが本音です。そのことだけを申し上げておきます。今後十分に気を付けていただくことは、今の説明で分かりましたが、本当に残念でした。

【会 長】

他にございますか。

【仮野委員】

私は、市民ではありませんが、この教師に対する処分はどうなったのですか。

56歳の男性が、これだけ大事なUSBメモリをリュックサックのポケットに入れて紛失するなんて、とんでもない話でしょう。これは議会でも議論があったのですか。実際どういう処分をされたのか、そこをお伺いします。

【教育委員会指導室長】

この教諭の処分ですが、校長の管理責任も当然問われています。校長の管理責任並びに該当の教員の処分につきましては、都の職員ですので、その権限は東京都教育委員会に権限があります。市教育委員会は、事故報告書の内申を東京都教育委員会に上げて、東京都教育委員会としては、市教育委員会の内申を受けてしかるべく厳しい処分を下すことになっています。まだ処分は出ていませんが、東京都教育委員会としては、その処分について協議を進めているところです。市教育委員会としては、厳しい処分を内申したところです。

【会 長】

他にございますか。

【望月委員】

この事件が報告されて、教育委員会又は校長が当該教諭に対していろいろ事情を聞いたと思います。ここには、「学校外への持ち出しを禁止していたにもかかわらず」と書いてありますので、その教諭は承知していたのに持ち出ししたと思います。他の先生方も同じようなことをされては困りますので、その辺はきちんとするためにも、事情聴取をしたのであれば、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

【教育委員会指導室長】

該当教諭が持ち帰った理由ですが、家で仕事をしようと考えたからです。USBに入れていたこと自体、該当教諭はやってはいけないと自覚していたのですが、自宅に持ち帰ってするということで、少し気の弛みといたしますか、そういったものがあつたことを聞き取りしています。校長としては持ち帰ることはないと判断していたところ、今回の事件が起こってしまったので、校長としての管理責任も問われると市教育委員会としては考えているところです。

【望月委員】

分かりました。持って帰ってはいけないと知っていながら、学校内だけではそれが処理できなかったのも、持って帰ってしまったという釈明ですが、他の先生方にもそういうことは絶対しないように、必ず学校内でやるということデータを他へ写さないということを徹底していただくしかないと思います。

【会 長】

この点は、民間企業の場合はこの類似の事件に対してはもっと厳しい持ち出し制限や仕事場においてパソコン等の情報処理機器で個人情報进行处理することさえ、明確なルールのもとに使用制限がされていると思います。学校教育も教育行政の中で、やはり民間に準じたルールと、また、そういうことが啓発されていなければ、必要な研修を行い、これを教訓にして、再発防止をしていただくというのが、我々の市民に対する責務ではないかと思っておりますので、市教育委員会におかれましても、一層の御指導をお願いいたします。

【渡邊委員】

東京都教育委員会が処分するということですが、注意は市教育委員会もできるのですか。

【教育委員会指導室長】

はい。そうです。

【渡邊委員】

市は、その人を処分することができないのですね。

【教育委員会指導室長】

はい。処分できません。あくまで東京都にその事故の内容等内申を上げることが市教育委員会の仕事になります。

【渡瀬委員】

先ほど市教育委員会のお話で、本人に事情聴取をしたということですが、ここに書かれている成績、学年編成資料、卒業生の教科の成績・進路資料を持ち帰っ

て、何をしようとしていたのですか。統計的に何か処理をしようというのであれば話は分かりますが、個人データを持って帰って何をしようとしたのですか。

【教育委員会指導室長】

紛失した4本のうち2本に個人情報が入っていました。該当教諭は、進路関係の仕事ではなく、別の仕事をするために進路の入っているUSBも一緒に持ち帰ってしまったということです。このときは、進路関係のUSBを使う仕事ではなかったのですが、4本束ねていたので、それを持ち帰ってしまったということが事情聴取の際に聞き取った内容です。申し訳ございませんでした。

【会 長】

この件は、最も厳しい深刻な議論をさせていただきましたが、よろしいでしょうか。

【仮野委員】

この先生は今、どうされているのですか。学校で教えているのですか。

【教育委員会指導室長】

現在、授業、教育活動には、反省をし、務めております。

【仮野委員】

これは新聞記事になりましたか。

【教育委員会指導室長】

はい。

【総務部長】

この事件を受けまして、市長部局といたしましても、全職員に注意喚起をするように文書で徹底したところです。

【会 長】

こういう類似の紛失等が二度三度起こることがないことを切に祈るばかりです。市教育委員会におかれましては、絶対に起こしてはならないということ、特に卒業生を含みますと、これは基本的人権等にかかわることです。これは民間企業であれば大変な問題にされています。行政内部であるから、公務員に対する信頼ということで穏便な世間の認識に支えられていると思いますが、これは厳密に考えると大変な問題をはらんでおりますので、今後、前向きに対応措置をしていただきたいと思います。

それでは、この案件を承認いたします。

それでは、次回の日程についてお願いします。

【事務局】

今回の日程ですが、事務局といたしましては、1月28日の金曜日を予定していますが、委員の皆様の御予定はいかがですか。

【仮野委員】

金曜日は出席できない可能性があります、他の日程はありますか。

【事務局】

前日の1月27日の木曜日はいかがですか。

【会 長】

皆様、いかがでしょうか。1月27日又は28日で調整させていただきたいと思いますが。

【仮野委員】

27日をお願いします。

【会 長】

それでは、次回は1月27日木曜日、午後6時から当801会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の情報公開・個人情報保護審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。